

No. 17
 昭和36年9月5日
 毎月発行
 発行所
 福岡県田川郡方城町役場
 印刷所
 九州機関紙印刷所



7月末現在住民登録人口
 男5,807人 女6,723人 計12,530人
 世帯数 2,658戸
 8月中の出生死亡届出件数
 出生 16件 死亡 7件

住民登録の転入、転出及び世帯主の変更は14日以内に届出ましよう。若し期間内に届出なき場合は500円以下の過料に処せられますので御注意願います。

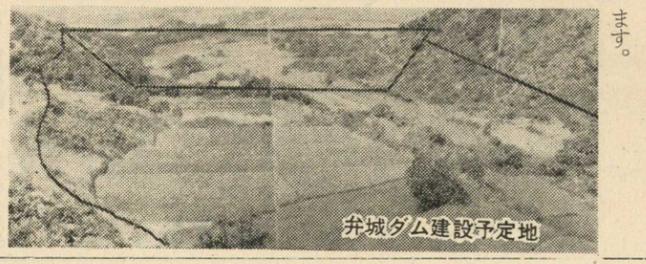
国民年金制度は、国民が老齢、廃疾または死亡といった事故によって、窮乏した生活に追いこまれることを国民が運命として防止しようとして生れたものであります。

国民年金制度が拠出制を中心としたのは、もともと社会保険制度は国民一人一人が行う貧困に対する予防を共同して行こうとするもので、ここに老齢のようになっても、いつかは到達しなければならぬ事態に對しては、みずから掛金をし、みずからの力でできるだけの備をするということがわれわれの生活態度として当

弁城ダム用地買収終る

関係各位の理解と協力で

町の画期的事業である弁城ダムの用地買収が関係者各位の御理解と協力によりまして無事終了致しました。御承知の如くダム建設は多年の懸案でありましたが、ここに用地買収も終り本工事に着手する運びとなりました。誠に御同慶に堪えない次第であります。勿論完成に至るまでには尚多くの困難があることと思いますが、この有意義なる工事を達成すべく町民各位の絶大なる御協力を願います。この折衝に当られた両町の土地買収折衝委員の御努力と土地所有者各位の公共事業に對する深い認識と協力に對して篤く感謝の意を表すものであります。



国民健康保険の被保険者が、届出が遅れると事務上支障をきたし、また保険料の健康保 険の届出は早急に 致し ます。

引揚者給付金の請求期限は本年五月十六日までとなっておりますが、来年の五月十六日まで一年間延長されました。

引揚者給付金の請求期限は本年五月十六日までとなっておりますが、来年の五月十六日まで一年間延長されました。

引揚者給付金等支給法が一部改正されました

ことしの五月十五日に引揚者給付金等支給法の一部が改正されました。改正された事項は次の通りです。

(一)時効が一年延長 になりました

引揚者給付金の請求期限は本年五月十六日までとなっておりますが、来年の五月十六日まで一年間延長されました。

(二)南方地区は終戦前の引揚

恩給法が改正されました

戦時加算など復活

この六月十九日に恩給法の一部が改正され、十月一日、または来年の一月一日からその権利が発生することになりました。

この改正は今まで要望がたさん出されてきた不合理な改正を中心としたもので、主な改正点は次のとおりであります。

一、旧軍人、旧軍属に對する戦時加算の復活

今までは旧既職者を除いては、短期実在年を計算して基礎在職年を計算し、これが十二年または十三年あれば権利が発生していましたが、この改正では、この十月一日から戦前と同じように外地加算が復活されましたが、この加算は

戦のため、日本国政府または連合国の要請命令により引揚げられた者となつており、死亡者については表2の日それぞれ地域からこの日の大戦のため、引揚げを余儀なくされたが、引揚

つづき外地にいて昭和二十八年八月十四日以前に死亡した場合、新たに該当事となつております。

なお詳しいことは市町村役場におたずね下さい。

表1 支給対象となる地域及び引揚時期等表

地域	すでに6ヶ月の生活の本拠を有していた	本邦に引揚げられた時期
南洋群島	昭和18年10月1日	昭和18年10月1日～20年8月14日
フィリピン諸島	昭和16年12月8日	昭和19年7月1日～20年8月14日
東印度諸島、英領マレー半島、英領ボルネオ	昭和16年8月1日	昭和16年8月1日～20年8月14日

表2 死亡者が左記地域に現在していた日

地域	死亡者が左記地域に現在していた日
南洋群島	昭和18年10月1日
フィリピン諸島	昭和19年7月1日
東印度諸島、英領マレー半島、英領ボルネオ	昭和16年8月1日

狩猟法の施行が変りました

使用銃は十二番以下で

ことしの五月二十七日に狩猟法の施行規則が一部改正され、六月一日から実施されることになりました。

(1)使用銃器の口径制限拡大
 今までは口径六番以上の銃は使用出来ませんでした。今後は八番と十番の銃も禁止されず、つまり口径九・六ミリ以上の銃は使用できます。口径十八・五ミリの十二番以下の銃しか使用出来ません。これはいまま

(2)有害鳥獣駆除の許可権限を知らしめる
 狩猟解禁前に銃器によってカラス(ワタリガラスを除く)、スズメ、ニューナイスズメ、ノウサギなどを

基本選挙人名簿

申請を忘れずに

毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿が作られることになっております。

この名簿はこれから後の色々な選挙の時に使われるものですから忘れずに申請して下さい。申請の用紙は各地区の駐在員を通じて、各世帯に配ります。有権者の方は忘れなく左記事項に注意され申請して下さい。

1、住所の要件
 本年六月十五日中に当町内に住所を有し、引き続き九月十五日まで住所を有しているものであること。

(註)長期入院患者の住所については、生活の本拠が当町にある場合は、本町に住所を有するものと認定されるので注意の事。

2、年齢の要件
 本年十二月二十日において満二十才に達する者(昭和十五年十一月二十一日までに生れた者)

3、申請書の提出期日
 九月三十日までに所属の駐在員に提出して下さい。

4、選挙人名簿の縦覧
 十一月五日から十九日までの十五日間役場において一般に縦覧しますので名簿の縦覧しない方は、直ちに係員に申し出れば補充の手続きができます。

5、名簿の確定
 十二月二十日が名簿の確定日となっております。

『スポーツ振興法』が誕生しました!!

さる第三十八回国会で百六十の法律が成立しましたがその中に『スポーツ振興法』というのがあります。

この法律は、スポーツを盛んにするための基本法で、国や県や市町村がそのための計画を立てることにしています。この場合、常に住民の自主性を尊重しなければならぬことはもちろんですが、ことに住民が一人一人の適性や健康に

て、いつも、適当な所でスポーツができるように、指導者が不足しないようにしたり、施設を作ったり、必要な補助金を出したりすることに努めています。ことに次のような点が注目されます。

1 スポーツといつてもいわゆる運動種目だけではなく、日常の簡単な運動や野外的レクリエーションなども含まれること。

2 県にスポーツ振興審議会を置き、市町村には体育指導員を置かなければならぬこと。

3 毎年十月の第一日曜日を「スポーツの日」として意欲をもち上げること。

4 スポーツ功労者を表彰すること。

